(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

2　1の規定にかかわらず、各締約者は、この協定に基づき当該締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した情報について、引き続き第八条の規定に拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年十二月六日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
林　景一
ガーンジー政府のために
リンドン・トロット

議定書

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府の委任に基づき租税に関する情報の交換のための協定を交渉し、締結する権限を有するガーンジー政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

協定第五条の規定に関し、被要請者の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請者に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請者の権限のある当局は、次のことを行う。

(a)　要請者の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請者の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

(b)　要請の受領の日から九十日以内に要請された情報を入手し、及び提供することができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）には、要請者の権限のある当局に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又はその拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十一年十二月六日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
林　景一
ガーンジー政府のために
リンドン・トロット

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE GOVERNMENT OF GUERNSEY
FOR THE EXCHANGE OF INFORMATION RELATING
TO TAX MATTERS AND THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME OF INDIVIDUALS

The Government of Japan and the Government of Guernsey, the Government of Guernsey having the right under the terms of its Entrustment from the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to negotiate and conclude a tax information exchange agreement,

Desiring to conclude an Agreement for the exchange of information relating to tax matters and the avoidance of double taxation with respect to taxes on income of individuals,

Have agreed as follows:

Chapter 1
GENERAL PROVISIONS

Article 1
GENERAL DEFINITIONS

1. For the purposes of this Agreement, unless the context otherwise requires:

(a) the term "Japan", when used in a geographical sense, means all the territory of Japan, including its territorial sea, in which the laws relating to Japanese tax are in force, and all the area beyond its territorial sea, including the seabed and subsoil thereof, over which Japan has sovereign rights in accordance with international law and in which the laws relating to Japanese tax are in force;

(b) the term "Guernsey", when used in a geographical sense, means Guernsey, Alderney and Herm, including the territorial sea adjacent to those islands established in accordance with international law;